

重要事項説明書

有料老人ホーム
スーパー・コート猪名寺

株式会社スーパー・コート

最終ページにご署名・ご捺印をお願いします

株式会社スーパー・コート

創業の精神

1. 相互信頼のチャレンジ精神

お客様や地域の人たち、取引先、社員から信頼される、挑戦し続けるエクセレント経営の会社を創りたい。

2. 先見性と独創の精神

時代の流れを先取りした「未来が明るい介護サービス」を創り、地域に拡げたい。

3. こだわりの精神

安全・清潔・イキイキとした「ご入居者の生きがいにこだわった」介護施設を創りたい。

4. おもてなしの精神

日常の感動を感じる、本物のサービスを提供したい。

5. 人間尊重と家族愛の精神

人間力と感性をベースに自律型感動人間を育てて、社員とその家族を幸せにしたい。

スーパー・コートの使命

地域の方に「スーパー・コートがあるから老後が安心」だとおもっていただくこと。

経営理念

- 私たちは、常に安全・清潔・イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話を致します。
- 現地現場主義に徹して、お客様に満足していただく為、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えていきます。
独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。

自律型感動人間

私達はフェイスを深く理解し、日々実践すると共に、お客様と働く仲間に感謝と感動の気持ちを持って接します。自らの可能性を信じ、自責で考えることによって、人間的成長を求め続けます。

基本方針

私たちはスーパー・コートのスタッフとしての誇りを持ち、また尊い命をお預かりしているという危機感・責任感を持って行動します。

1. お客様中心の方針

お客様中心主義は、私たちの変わらぬ基本方針です。
すべての場面でお客様の立場に立ち、お客様の要望に応えていきます。
お客様に満足していただくこと、そこにこそ私たちの輝かしい未来があります。

2. 安全に関する方針

お客様の生命を守ることは、私たちの基本任務です。
私たちは、お客様の身体状況や行動習慣による注意点を把握して、本人の行動に気を配り、事故を起こさないよう予防に細心の注意を払います。

3. 清潔に関する方針

お客様の生活空間を清潔かつ快適に保つことが私たちの基本業務です。
清潔にすることが、お客様や私たちスタッフの健康や心の清潔に繋がります。
快適な施設を目指し、施設内外、周辺の5S活動を実践し徹底します。
また、お客様の身体の清潔を維持していきます。
※5Sとは整理・整頓・清掃・清潔・しつけのことをいい、清潔とは、整理・整頓・清掃を維持することです

4. イキイキに関する方針

スーパー・コートならではの「ホスピタリティ」で、お客様に気持ちの良い生活を送っていただきます。
その中で特に、ご入居者に「夢」を持っていただくことが大切です。
その夢を実現する為にADLの向上やイキイキとした生活を送っていただけるようお手伝いいたします。

重要事項説明書

記入者名	山本 尚希	記入年月日	2025年2月1日
		所属・職名	スーパー・コート猪名寺施設長

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人の種類	株式会社	
	名称	(ふりがな) かぶしきかいしゃすーぱー・こーと 株式会社スーパー・コート	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒550-0005	大阪府大阪市西区西本町1丁目7番7号	
事業主体の連絡先	電話番号	06-6543-2291	
	FAX番号	06-6541-9004	
	ホームページ	なし	
	アドレス	あり : http://www.supercourt.jp	
事業主体の代表者の職名及び氏名	職名	代表取締役社長	
	氏名	山本 晃嘉	
事業主体の設立年月日	1995年5月19日		

事業の目的

株式会社スーパー・コートが設置するスーパー・コートにおいて実施する有料老人ホームの適正な運営を確保するために必要な人員、及び運営管理に関する事項を定め、施設の施設長・介護職員・その他従業者が、ご入居者に対し適切な各種サービスを提供することを目的とする。

事業主体が実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護 介護予防訪問介護	あり	なし	スーパー・コート 武庫之荘訪問介護事業所 スーパー・コート 猪名寺訪問介護事業所	兵庫県尼崎市南武庫之荘 1丁目5-15 202号室 兵庫県尼崎市猪名寺 1丁目21-43 202号室
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護、リハビリ	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護、通所リハビリ	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな) スーパー・コートいなでら スーパー・コート猪名寺	
施設の所在地	〒661-0981	兵庫県尼崎市猪名寺2丁目10番8号
施設の連絡先	電話番号	06-6495-4850
	FAX番号	06-6495-4851
	ホームページ	なし
	アドレス	あり: http://www.supercourt.jp
施設の開設年月日	2011年6月1日	
施設の管理者の職名及び氏名	職名	施設長
	氏名	山本 尚希
施設までの主な利用交通手段		
JR宝塚線「猪名寺」駅徒歩4分 阪急伊丹線「稲野」駅徒歩9分		
施設の類型及び表示事項	住宅型有料老人ホーム	
介護保険事業所番号		
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合には、その年月日）		
事業の開始（予定）年月日		
指定の年月日		
指定の更新年月日		

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

有料老人ホームの人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1
生活相談員						
看護職員				19	19	10.8
介護職員				37	37	21.7
機能訓練指導員	2			5	7	4
計画作成担当者						
栄養士				外部委託		
調理員				外部委託		
事務員	2				2	2
その他従業者	1		6		7	5

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士				24
実務者研修				2
介護職員初任者研修				11
介護支援専門員				

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				4
作業療法士				
言語聴覚士				1
看護師及び准看護師				
柔道整復士	2			
あん摩マッサージ指圧師				

夜勤を行う看護職員及び介護職員 の人数	最少時の人数（宿直の従事者を除いた人数）	4
	平均時の人数	4

- ・施設長は、施設の業務全般を統括する。
- ・介護職員は、ご入居者の人格を十分に配慮し、充実した日常生活を営むことができる様、適切な技術をもって安全確認等必要な職務を行う。
- ・事務員は、庶務、経理事務、入退去手続き等の事務を行う。

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		17		3		
前年度1年間の退職者数		4		1		
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数		14		3		
1年以上3年未満の者の人数		2		8		
3年以上5年未満の者の人数		1		8		
5年以上10年未満の者の人数				10		
10年以上の者の人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数		5				
前年度1年間の退職者数		0				
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数		5				
1年以上3年未満の者の人数		0				
3年以上5年未満の者の人数		0				
5年以上10年未満の者の人数		0				
10年以上の者の人数		0				
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
<p>私たちは、常に安全で清潔、イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話致します。</p> <p>現地現場主義に徹して、お客様に満足していただくため、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えていきます。独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。</p>		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
医療機関連携加算（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
看取り介護加算（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
認知症専門ケア加算（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
介護職員処遇改善加算（介護報酬の加算）の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	<input type="checkbox"/> なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	
協力医療機関の名称	医療法人協和会 協立病院 医療法人晋真会 ベリタス病院 思温第二クリニック	
（協力の内容） ① 急患発生時・緊急時を含む医療の受入れ ② 他の医療機関に入院・転院等の紹介 ③ その他		
協力歯科医療機関	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり その名称 小坂歯科
（協力の内容） ① 歯の治療等に関すること ② 口腔ケア、その他		
要介護時における居室の住替えに関する事項		
要介護時に介護を行う場所		
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		

入居後に居室を住み替える場合

一時介護室へ移る場合

判断基準・手続について

(その内容)
なし

追加的費用の有無

なし

あり

居室利用権の取扱い

(その内容)
なし

入居一時金償却の調整の有無

なし

あり

従前の居室からの面積の増減の有無

なし

あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無

なし

あり

浴室の変更の有無

なし

あり

洗面所の変更の有無

なし

あり

台所の変更の有無

なし

あり

その他の変更の有無

なし

あり

(その内容)
なし

介護居室へ移る場合

判断基準・手続について

(その内容)
なし

追加的費用の有無

なし

あり

居室利用権の取扱い

(その内容)
なし

入居一時金償却の調整の有無

なし

あり

従前の居室からの面積の増減の有無

なし

あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無

なし

あり

浴室の変更の有無

なし

あり

洗面所の変更の有無

なし

あり

台所の変更の有無

なし

あり

その他の変更の有無

なし

あり

(その内容)
なし

その他		なし	あり
判断基準・手続について			
(その内容)	なし		
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容)	利用権方式		
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)	なし		
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項	<p>概ね65歳以上の方 日常生活で介護を必要とされる方（要支援1、2・要介護1～5の方） 利用料のお支払いが可能な方 公的な介護保険、医療保険に加入されている方 円滑に共同生活を営んでいただくと事業主体が判断できる方 継続した入院加療、医療行為の必要の無い方 下記項目に該当しない方（ご入居者・身元引受人・親族含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴言、暴力行為のある方 ・暴力団関係者の方 ・刺青のある方 		
契約の解除の内容	<p>① ご入居者が死亡した時（即時） ② 入居申込関係書類に虚偽の事項を記載する等不正手段により入居した時 ③ 管理費その他の費用の支払いを1ヶ月以上遅滞する時 ④ 建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は減失した時 ⑤ 言動が他のご入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす時、又は重大な影響を及ぼすと事業主体が判断する時 ⑥ ご入居者が契約を解除しようとする時 ⑦ 事業主体と当施設建物所有者との賃貸借契約が終了した時</p>		
体験入居の内容	1泊2日（3食付） 4,850円 最長1週間		
入居定員	100名		

その他	<p>(身元引受人等の条件、義務等) 身元引受人を1人定めるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料の支払い等についてご入居者と連帯して責任を負う ・入居契約が解除された時にご入居者並びに入居者の所有する物品を引取る (特別養護老人ホームへの入所) <p>介護度が重くなれば介護保険の支給限度額を超える居宅サービスが必要となる場合もある。また施設で生活できなくなった場合は、施設を退去し、特別養護老人ホーム等に入所して頂くことがある</p>
-----	--

入居者の状況						
入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満	1	2		1	0	4
75歳以上85歳未満	5	6	4	9	5	29
85歳以上	16	12	5	16	10	59
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上		3	1			4
入居者の平均年齢	87.9歳					
入居者の男女別人数	男性	27		女性	69	
入居率（一時的に不在となっている者を含む）						96.0%
前年度に退居した者の人数						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設			1	1		2
医療機関			2	3	1	6
死亡者			5	6	5	16
その他						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
入居者の入居期間						
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上
入居者数	9	9	49	21	8	

施設、設備等の状況

建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物			<input checked="" type="checkbox"/>	あり
居室の状況	区分		室数	人数	1の居室の床面積
	一般居室個室	あり	<input checked="" type="checkbox"/>		m ²
	一般居室相部屋	あり	<input checked="" type="checkbox"/>		m ²
	介護居室個室	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	100	18,00 m ²
	介護居室相部屋	あり	<input checked="" type="checkbox"/>		m ²
	一時介護室	あり	<input checked="" type="checkbox"/>		m ²
	共用便所の設置数	7	うち男女別の対応が可能な数		0
		うち車いす等の対応が可能な数		7 (男女共同)	
個室の便所の設置数	100	個室における便所の設置割合		100 (100%)	
		うち車いす等の対応が可能な数		100	
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
		1	1	1	
その他、浴室の設備に関する事項 なし					
食堂の設備状況	1階に設置				
入居者等が調理を行う設備状況		<input checked="" type="checkbox"/>			あり
その他、共用施設の設備状況					
なし	<input checked="" type="checkbox"/>	(その内容) エレベーター・EVホール・洗濯室・便所・汚物処理室・浴室・脱衣室・厨房・機能回復訓練室・玄関・ロビー・エントランスホール・食堂・事務室・スタッフルーム・更衣室・健康管理室			
バリアフリーの対応状況					
(その内容) 全居室バリアフリー対応 廊下・共同トイレ・浴室・脱衣室において適切な手摺を設け、段差を無くし車イス・歩行器等で円滑に移動できる幅を確保 全居室・共同トイレ・浴室・脱衣室・食堂には緊急呼び出しボタンを設置					
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	<input checked="" type="checkbox"/> 全居室内にあり	
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	<input checked="" type="checkbox"/> 全居室内にあり	
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	<input checked="" type="checkbox"/> 全居室内にあり	
施設の敷地に関する事項					
敷地の面積	2137,19 m ²				
事業所を運営する法人が所有	<input checked="" type="checkbox"/>		一部あり	あり	
抵当権の設定			なし	<input checked="" type="checkbox"/>	
貸借 (借地)					
なし	<input checked="" type="checkbox"/>	契約期間	始	2011年6月1日	終
				2041年5月31日	
		契約の自動更新		なし	<input checked="" type="checkbox"/>
施設の建物に関する事項					
建物の延床面積	3349,47 m ²				
事業所を運営する法人が所有	<input checked="" type="checkbox"/>		一部あり	あり	
抵当権の設定			なし	<input checked="" type="checkbox"/>	
貸借 (借家)					
なし	<input checked="" type="checkbox"/>	契約期間	始	2011年6月1日	終
				2041年5月31日	
		契約の自動更新		なし	<input checked="" type="checkbox"/>

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称	① 施設 1 階 事務室 ②株式会社スーパー・コート ③総合相談窓口		
電話番号	① 06-6495-4850	②06-6543-2291	③0120-78-4850
対応している時間	平日	9:00～18:00	
	土曜	9:00～18:00	
	日曜・祝日	9:00～18:00	
定休日等			

上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等

窓口の名称	① 兵庫県阪神南県民局芦屋健康福祉事務所監査指導課 ② 尼崎市役所 健康福祉局高齢介護課		
電話番号	① 0797-32-0707 ② 06-6489-6356		
対応している時間	平日	9:00～17:00	
	土曜	なし	
	日曜・祝日	なし	
定休日等	土曜、日曜、祝日、年末年始		

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況

なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	(その内容) 施設内で発生した事故に対しての補償 施設内の設備不良による事故、来館されたお客様等による事故も含み補償 天災、事変その他の不可抗力による損害については賠償責任を負わない
----	--	---

その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること

<input checked="" type="checkbox"/> なし	あり	(その内容)
--	----	--------

サービスの提供内容に関する特色等

(その内容) 安全で清潔、いきいきとした生活を提供するとともに、スタッフ一同、心を込めてご家族の気持ちで介護させていただきます
別紙による(介護サービス等の一覧表、及び提供するサービスの内容より)

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	実施した年月日	・2024年8月(運営懇談会アンケート) ・「スーパー・コートへの声」にて随時	
		当該結果の開示状況	なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり

第三者による評価の実施状況

<input checked="" type="checkbox"/> なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	<input checked="" type="checkbox"/> なし	あり

5. 利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月払い方式	選択方式
敷金	円 (家賃の ヶ月分)		
一時金方式			
一時金及び月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定	なし	あり	
要介護状態に応じた金額設定	なし	あり	
料金プラン			
プラン名称	一時金	月額	(内訳)
		計	家賃相当額 介護費用 食費 光熱水費 管理費
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
算定根拠	家賃相当額		
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	
	食費		
	光熱水費		
	管理費		
一時金の償却に関する事項			
償却開始日の設定	入居日		
初期償却率 (%)			
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額			
権利金等 (※) の額			
(※) 平成 24 年 3 月 31 日までに老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により届出がされた施設に限る。			
償却年月数 (想定居住期間)			
契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例			
保全措置の実施状況	なし	あり	(保全先)
三月以内の契約終了による返還金について			
三月の起算日	入居日		
契約終了日までの利用期間に係る利用料及び現状回復のための費用の算定方法			
一時金の支払方法			

月払い方式			
月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定		なし	あり
要介護状態に応じた金額設定		なし	あり
料金プラン			
プラン名称	月額	(内訳)	
	計	家賃相当額	介護費用
一般	180,908 円	82,000 円	食費
			高熱水費
			管理費
			49,708 円
			49,200 円
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
算定根拠	家賃相当額	近隣相場による	
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 介護サービス等の一覧表、及び実費負担区分表による	
	食費	1日3食（定食方式）（税込 49,708 円）	
	光熱水費	専用居室内の電気・電話代は別途実費負担	
	管理費	共用施設等の維持管理費	
一時金方式・月払い方式共通			
介護保険サービスの自己負担額			
内容	※要介護度に応じて介護費用の1割を徴収する。		
人員配置が手厚い場合の介護サービス（再掲）		なし	あり
内容			
利用料	円（月額・日額）		
算定根拠			
支払い方法	月単位（日割り計算の有無 あり・なし）		
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料			
個別的な選択による生活支援サービス		なし	あり
算定根拠	介護サービス等の一覧表、及び実費負担区分表による		
料金改定の手続			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、施設が存在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて管理費・食費・家賃相当額及び個人的サービス等の費用の額を改訂することができる。 ・管理費・食費・家賃相当額について、ご入居者は翌月分を前月28日までに支払うものとする。支払方法は、ご入居者の金融機関口座より自動引落としとする。長期不在の場合、及び利用契約締結後直ちに利用しない場合も、管理費・家賃相当額を支払うものとする。 			

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		あり	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項			
なし			
あり	(その内容)		

別添

介護サービス等の一覧表

	(自 立)		(要支援1～2、要介護1)		(要介護2～5)	
			介護保険給付、 一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	別途利用料金を徴 収した上で実施す るサービス	介護保険給付、 一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	別途利用料金を徴 収した上で実施す るサービス
介護サービス						
○巡回			24時間対応	—	24時間対応	—
・昼間9:00～18:00	—	—	状態に応じて	—	状態に応じて	—
・夜間18:00～9:00	—	—	状態に応じて	—	状態に応じて	—
*食事介助	—	—	—	—	—	—
○排せつ						
*排せつ介助	—	—	—	—	—	—
*おむつ交換	—	—	—	—	—	—
・おむつ代	—	—	—	必要時 (実費)	—	必要時 (実費)
○入浴等						
*清しき	—	—	—	—	—	—
*一般浴介助	—	—	—	—	—	—
*特浴介助	—	—	—	—	—	—
○身辺介助						
*体位変換	—	—	—	—	—	—
*居室からの移動	—	—	—	—	—	—
*衣類の着脱	—	—	—	—	—	—
*身だしなみ介助	—	—	—	—	—	—
○機能訓練	—	—	—	—	—	—
○医療機関への 通院介助	—	—	—	必要時 (4,400円/時間)	—	必要時 (4,400円/時間)
○緊急時対応	—	—	24時間対応	—	24時間対応	—
・ナースコール対応	—	—	随時	—	随時	—
生活サービス						
○生活サービス						
*居室清掃	—	—	—	—	—	—
*リネン交換	—	—	—	—	—	—
*日常の洗濯	—	—	—	—	—	—

	(自 立)		(要支援1～2、要介護1)		(要介護2～5)	
			介護保険給付、 一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	別途利用料金を徴 収した上で実施す るサービス	介護保険給付、 一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	別途利用料金を徴 収した上で実施す るサービス
○食事 ・居室配膳・下膳 ・入居者のし好に応じた 特別な食事 ・おやつ	—	—	— 朝食昼食選択 1回/日	— — —	— 朝食昼食選択 1回/日	— — —
○理美容サービス	—	—	—	1回/月 (実費)	—	1回/月 (実費)
○代行 ・買物 (通常の利用区域) (通常の利用区域以外) ・役所手続 ・金銭・貯金管理	— — — —	— — — —	— — — —	必要時 (4,400円/時間) (4,400円/時間) (4,400円/時間) —	— — — —	必要時 (4,400円/時間) (4,400円/時間) (4,400円/時間) —
健康管理サービス ・定期健康診断 ・健康相談 ・生活指導・栄養指導 ・服薬支援 ・生活リズムの記録 (排便、睡眠等)	— — — — —	— — — — —	— — — — —	年2回の機会提供 (実費) — — — —	— — — — —	年2回の機会提供 (実費) — — — —
通院時、入退院時及び入 院中のサービス ・医療費 ・入退院時の移送 ・入退院時の同行 ・入院中の洗濯物交換・ 買物 ・入院中の見舞い訪問	— — — — —	— — — — —	— — — — 週1回程度 ～毎日	必要時 (実費) 必要時 (4,400円/時間) (4,400円/時間) 見舞時、必要時 (4,400円/時間) —	— — — — 週1回程度 ～毎日	必要時 (実費) 必要時 (4,400円/時間) (4,400円/時間) 見舞時、必要時 (4,400円/時間) —
その他のサービス	—	—	—	—	—	—

*居宅のケアプランを基に、訪問介護事業からのサービス提供を受けていただくものとなります。
ケアプラン以外の介護サービス・生活サービスについては、身体状況やご希望により当施設介護職員が
サービス提供いたします。

【食事サービス】

項目	内容	料金
食事時間	朝食 8:00	月額利用料金に含む
	昼食 12:00	
	夕食 18:00	
治療費	慢性病のために一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供します。	実費
居室での食事	病気等の理由で食堂で食事ができない場合は、食事を居室までお届けします。	無料

【生活相談・助言サービス】

項目	内容	料金
生活相談・助言	日常生活における入居者の心配事や悩みなどについては、いつでも相談に応じます。たとえば食事、健康面、趣味、人間関係等	無料

【生活サービス】

項目	内容	料金
フロント	来訪者の受付、取次ぎ、不在時の伝言郵便物・新聞その他の配達物の受付・保管、タクシー・ハイヤー等の配車依頼、その他	無料
外部業者の取り扱い	入居者の日常生活に必要な業者(クリーニング店、食料品店、生花店等)の紹介斡旋	無料
代行	・役所手続き ・病院投薬受け取り	有料
内部情報サービス	施設内で行われる諸サービスのスケジュール、内容及び日常生活における諸連絡については掲示板等によりお知らせいたします。	無料
葬儀関連	葬式・仏儀については入居者、身元引受人等との相談により、諸種便宜を計らいます。	無料
駐車場	入居者の駐車場は設置しません。外来者用のみとします。	無料

ご入居までのプロセス

(1) お問い合わせ／施設見学

- ◆本施設に関心がある方へは、お問い合わせいただくことにより、本施設よりパンフレット、料金表、その他の参考資料をお届けします。
事前にご予約いただくことにより、見学も随時受け付けます。

(2) 施設利用申込み書類のお渡し

- ◆本施設のご利用を希望される方には、「㈱スーパー・コート」より以下の利用申込み関係書類をお渡しし、作成をご依頼します。

- | |
|---|
| 1) 「スーパー・コート」ご入居者アンケート
(心身の状況の調査項目を含みます) |
| 2) 健康診断書 (スーパー・コートの所定様式) |
| 3) 「スーパー・コート」重要事項説明書 |
| ※3) については「㈱スーパー・コート」より直接ご説明させていただきます |

(3) 施設利用申込み／利用相談

- ◆ご入居者には、以下の利用申込み関係書類のご提出をお願いいたします。

- | |
|--|
| ① 「スーパー・コート」ご入居者アンケート |
| ② 健康診断書 (スーパー・コート所定様式で1ヶ月以内のもの) |
| ③ 公的介護保険アセスメント閲覧同意書 (介護認定審査の際に受けたアセスメント結果を本施設での介護・生活支援の参考にさせていただきます) |
| ④ 診療情報提供書、看護サマリー (必要な方のみ) |
| ⑤ 写真 |
- ⑥ 住民票 (ご入居者・身元引受人・各人一通づつ3ヶ月以内のもの)
⑦ ご入居者の年金の振込みのお知らせ (公的年金受給額証明)、
または収入証明 (身元引受人)
⑧ ご入居者の公的医療保険被保険者証 (健康保険証)、
⑨ ご入居者の老人保健医療受給者証 (老人保険証)
⑩ ご入居者の介護保険被保険者証 (介護保険証)
⑪ その他、保険証・証明書・手帳等
※要支援・要介護認定の判定結果が表示されているもの
※⑥～⑪のご提出は、ご入居日決定後で結構です。

☆健康診断について

- ◆本施設の協力医療機関またはご入居者の主治医にて健康診断を受診いただき、所定の健康診断書を作成していただきます。
- ◆健康診断書作成に関する費用は、ご入居者にてご負担いただきます。

(4) ヒアリング調査 (ご要望事項の確認)

- ◆本施設としてご入居に際しどのような環境整備等が必要か、ご提出いただいた書類をもとに、確認とご相談のため、お電話または直接にご訪問させていただきます。
- ◆ご訪問させていただく際には、日時、場所等を予めご相談させていただきます。

(5) ご入居の決定

- ◆施設利用申込みがなされた場合でも、ご入居をお断りする場合があります。

(6) ご入居のお部屋、改装等の決定

- ◆「㈱スーパー・コート」の担当者が、お部屋を決定し、必要であれば改装の手配をいたします。
- ◆改装の費用はご入居者の負担となります。
- ◆改装の開始は利用契約書を取り交わした後になります。

(7) ヒアリング調査（ご要望事項の確認）に基づく見積書の作成

- ◆「㈱スーパー・コート」のヒアリング調査、ご入居者・身元引受人のご希望をもとに、ご入居者のご入居準備をいたします。

(8) 利用契約書の正式締結

- ◆施設利用契約手続きを行うこととなります。
- ◆正式な利用契約は、契約当事者が「㈱スーパー・コート」と有料老人ホーム利用契約書を取り交わすことによって成立します。また、「㈱スーパー・コート」は利用契約書に付随するものとして、この重要事項説明書も提示し、詳細を説明します。
- ◆ご入居を希望されるご本人及び身元引受人の方から利用契約書への署名・押印をいただきます。尚、ご入居者ご本人が身体的事由等により署名押印できない場合は、身元引受人が代筆、代印できるものとします。
- ◆実際に利用を開始する日を決定していただきます。契約開始日は利用料の入金日とします。
- ◆利用契約書の正式締結がなされた場合でも、施設の入居に関する要件に基づきご入居をお断りする場合があります。

【 利 用 契 約 締 結 に 必 要 な も の 】

【「㈱スーパー・コート」が用意する書類】

- ① 「有料老人ホーム スーパー・コート」利用契約書
- ② 「有料老人ホーム スーパー・コート」重要事項説明書
- ③ 預金口座振替依頼書（利用料の口座引落とし申請書類）
- ④ 確認書類等

【ご入居者にご用意いただくもの】

- ① 印鑑（身元引受人は実印・印鑑証明書、各一通づつ3ヶ月以内のもの）
- ② ご利用初月の共通費用
※契約開始日までに振り込み
- ③ 金融機関の届出印

実費負担

《実費負担の区分基準》

- ◆ 「実費」とは本施設の月額利用料に含まれておらず、かつ「有料サービス」にも含まれていない、ご入居者の個人的な費用です。
- ◆ 主に「生活費関係」については、月額利用料に含まれておらず、個人での実費負担になります。区分のおおまかな基準は以下のように設けます。

	月額利用料に	
	含まれるもの	含まれないもの
区分基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道代・ガス代 ◆ 特定の個人の消費・所有と認められないもの。 ◆ 入居者共通で必要とされる諸費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気代（各室メーター検針） ◆ 特定の個人の消費・所有と認められるもの。 ◆ 個人の嗜好性が強いもの 退居時及び居室変更時のクリーニング、小修理・取換え等にかかる費用 ◆ 特定の個人の医療、介護費用

《日常生活に関わる費用の実費負担区分表》

分類	内容・項目	月額利用料に		
		含まれる	含まれない	その他
介護	●紙おむつ等の消耗品		◎	
	●個人のニーズに対応した介護機器の購入		◎	
食事	●茶碗、食器、はし、スプーン等	◎		
	●湯飲み、コーヒーカップ	◎		
排泄	●トイレtpーパー(居室内トイレ)		◎	
	●消臭剤 (居室内トイレ)		◎	
	●生理用品、ティッシュ		◎	
入浴	●石鹸、シャンプー、リンス	◎		
洗面/脱衣	●歯ブラシ、歯磨き、髭剃り		◎	
	●ドライヤー	◎		
	●体重計	◎		
衣類	●上着、下着、靴下		◎	
	●タオル、バスタオル		◎	
洗濯	●洗剤	◎		
	●アイロン		◎	
	●洗濯費用		◎	
就寝	●ベッド、布団類(上下)		◎	指定介護ベッド貸出あり
	●シーツ、リネン類	◎		
清掃	●掃除機	◎		
	●救急箱、血圧計	◎		
一般生活	●爪切り、耳搔き		◎	
	●家具、テレビ等生活具		◎	

有料サービス

①以下につきましては、月額利用料に含まれない有料サービスとなります。

代行サービス

項目	内容	金額
役所手続き代行、 投薬受取代行、等	1時間以上/所要時間	4,400円/時 (消費税込)
【その他】 ① 原則通院等の同行についてはご家族でお願いいたします。 ② ご入居者ご本人のみのご利用に限ります。 ③ ご希望の場合は、1週間前までにお申し付けください。 ④ ご入居者・ご家族の個別の希望に基づくものに限ります。 ⑤ 交通費が発生する場合は実費にてご負担いただきます。 ⑥ 上記に含まれない個人的なご要望は、個別にご相談を承ります。		

②食事代については、以下の基準額を差し引きいたします。

- ・外泊（入院）時は、翌々日より
- ・契約解除時は契約終了日の翌日より

1日3食・1人あたりの割引額 : 1,635円（消費税込）
朝食：395円 昼食：620円 夕食 620円

- ◆食事ごとの分割割引は、対応しかねますのでご了承願います。
- ◆1ヶ月以上の入院時は、1ヶ月ごとに月額の食費全額を差し引きます。
- ◆家賃相当額、管理費については、月割精算となります。

施設での生活に関して

■施設で生活するにあたって、ご入居者／身元引受人様と以下の内容を確認しています。

(1) 物品管理

- ◆ 施設に持ち込まれる物品は、ご入居者ご本人の自己管理を原則としています。
- ◆ 高額の現金や宝飾品等の貴重品の持ち込みはお断りしております。
- ◆ 基本的に本施設内でのお酒類の飲酒はお断りしております。
- ◆ また、火災・事故の危険がある物品の持ち込みはご遠慮ください。
E x. 石油／ガストーブ、ガスコンロ、ロウソク、線香等

(2) 預り金管理サービス

- ◆ 本施設では、医療費、クリーニング代、新聞購読費等、現金支出が必要となることがあるため、「預り金管理サービス」を提供しています。
- ◆ 本施設でのご入居者の現金預かりは困難ですので、当サービスのご利用をお勧めしています。ご利用は無料ですので、ご希望の方は契約締結時にお申し込みください。

(3) 夜間・緊急時・事故発生時の対応

本施設は24時間の生活の場ですので、病気の急変、突発的な事故等、夜間や緊急時の医療対応が必要な場合があります。

- ◆ 各居室内のベッドサイド及び共用トイレ等各所にナースコールを設置し、ご入居者の安全確保のために、24時間体制で緊急事態に対応する体制をとっています。
- ◆ 規定の居室巡回をおこなうと共に、ナースコールに常時対応します。
- ◆ 病状の急変等が生じた際は、速やかにご入居者の主治医または協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、施設長に報告します。
- ◆ 事故が発生した場合、身元引受人・市区町村へ連絡すると共に、必要な措置を講じます。

(4) 居室利用の留意点

- ① 居室の転貸・譲渡の禁止
 - ◆ 居室を第三者に転貸したり、譲渡することはできません。
- ② 動物飼育の禁止
 - ◆ 居室、共用施設、敷地内で動物を飼育することは原則できません。

(5) 個人情報の保護

ご入居者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

また、各種サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供する際は、必要に応じてご入居者または身元引受人の了解を得るものとします。

(6) 苦情対応

- ① ご入居者及び身元引受人からの苦情に迅速、適切に対応するために必要な措置を講じます。
- ② 各種サービスの提供に関して、市区町村からの文書類の提出・提示の求めや質問・照会・調査に応じ、行政や市区町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。
- ③ 提供した各種サービスに係るご入居者及び身元引受人からの苦情に関して、尼崎市役所健康福祉局福祉部介護保険事業担当の調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

(7) 虐待防止に関する事項

ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための本施設従業者に対する研修の実施
- ② ご入居者及び身元引受人からの苦情処理体制の整備
- ③ その他、虐待防止のために必要な措置

本施設従業者または養護者（ご入居者の家族等、ご入居者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。

